

## 序文

北朝鮮による日本人拉致事件・不審船の日本領海への侵入、米国中枢を攻撃した2001年9月11日の国際テロ、アフガニスタンに潜むアルカイダへの米国の反撃、リビアの核兵器開発放棄で明らかになった核の闇市、北朝鮮の核兵器開発宣言など、21世紀のわが国の平和を脅かす危機の増大と、国防のための軍隊が存在しない憲法との矛盾が表面化している日本。そうしたなかで、わが国への武力攻撃事態への対処として国民保護法が2004年9月に施行され、2005年3月には国民保護基本指針が閣議決定されました。

現憲法のもとでの軍事にかかわる技術や科学の研究は、防衛庁・自衛隊の一部に限定されています。そうした研究開発組織と大学などの研究機関との交流は、ほぼありません。したがって国家の安全・平和については、国民からはわかりにくい状況でもあります。

1995年、カルト集団オウムによる地下鉄内でのサリンを使用した化学テロの発生を、政府は阻止できなかった事実があります。しかし、陸上自衛隊の専門部隊の活躍から、こうした国家の取り組みを、国民は知ることとなったので

した。戦前の日本軍は、化学兵器や生物兵器に対しても研究機関を持ち、専門の部隊がありました。そうした源流があるのか、自衛隊に、化学兵器の専門部隊が存在していたのです。

一方、核兵器に対しては、戦前の日本軍には研究組織はなく、戦後の自衛隊にもそうした専門部隊は存在していなかったと想像します。核テロ対策の専門部隊は、今世紀になって急造されたのではないのでしょうか。こうした背景から、核兵器防護が、いまの自衛隊として最も弱い部分かもしれません。

これまで、世界の核被災地における放射線被曝を調査してきた筆者は、9.11テロ以後、核兵器テロを直感し、放射線防護を中心に、わが国への核兵器攻撃対策の研究に力点を置いています。2004年に講談社から出版した『東京に核兵器テロ！』以後、総務省消防庁・国民保護室や内閣官房の国民保護基本指針の作成に協力しています。そのなかで、核災害と防護についての十分な知識が、それら担当者たちにないことがわかりました。戦後の日本としては当然の状況ではあります。

大学および国立研究機関での核および放射線の専門家たちは、現平和憲法のもとで、そうした防護の研究はしてこなかったし、教育もしてはきませんでした。わが国の例外は、広島大学原爆放射線医科学研究所（原医研）と長崎大学原爆後障害医療研究施設、および日米の共同研究機関で

ある放射線影響研究所のみです。ただし、これらの研究施設は被曝医療が目的であり、放射線防護を直接の研究目的としてはいません。

2004年に広島大学原爆放射線医科学研究所から札幌医科大学医学部へ異動した筆者は、大学院医学研究科に放射線防護学を開講しました。医療における放射線防護のみならず、核災害における放射線防護を研究し教育することを主題としています。

2005年3月に閣議決定した国民保護基本指針に基づいて、各都道府県においてもその取り組みが進められつつあります。本書は、こうした国内状況のもと、基本指針の閣議決定をみたその同年同月に、放射線安全担当者や消防・警察・自衛隊などの防災担当者に向けて行った講演記録に基づいた書き下ろしであり、いわば核災害に対する実践的放射線防護学の入門編ともいえるものです。

いま、隣国・北朝鮮が核兵器の地下実験をし、核武装に走ろうとしています。本書が出版されるときには、すでに日本が大きな危機に置かれているかもしれません。真の核災害に対する実践的な放射線防護を、多くの国民が理解できるように、わかりやすく執筆したつもりです。本書が防災・防衛、報道機関の方、そして都市および周辺に暮らす人たちが役に立つ放射線防護の知識を得る資になればと思います。